

1 趣旨

本通達は、2に規定する公費支出制度の対象とする事件に係る犯罪行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けた者（以下「被害者」という。）及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対応する場合における供花・供物、飲食物又は消耗品（以下「供花等」という。）の購入費用（以下「供花等購入費」という。）を公費で支出することにより、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ろうとするもの。

2 公費支出制度の対象とする事件

公費支出制度の対象とする事件は、被害者支援活動を行う次に掲げる事件とする。

- (1) 次に掲げる身体犯（未遂を含む。）のうち、警察署長（以下「署長」という。）が被害者支援を行う必要があると認める事件
 - ア 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪）
 - イ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪）
 - ウ 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪）
 - エ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪）
 - オ 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪）
 - カ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）
 - キ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
 - ク 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪）
 - ケ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪）
 - コ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪）
 - サ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪）
 - シ 人身売買罪（刑法第226条の2の罪）
 - ス 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
 - セ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
 - ソ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
 - タ 傷害罪（刑法第204条の罪）に該当する事件のうち、被害者が全治1箇月以上の傷害を負ったもの
 - チ 致死傷を結果とする結果的加重犯に該当する事件（前記アからソまでに掲げる事件を除く。）のうち、被害者が死亡し、又は全治1箇月以上の傷害を負ったもの
- (2) 次に掲げる重大な交通事故事件のうち、交通部高速道路交通警察隊長又は署長（以下「署長等」という。）が被害者支援を行う必要があると認める事件
 - ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する救護等の必要な措置を講じなかった違反に係るもの（以下「ひき逃げ事件」という。）
 - イ 人の死亡又は全治3箇月以上の傷害のあったもの（ひき逃げ事件を除く。以下「交通死亡事故等」という。）
 - ウ 危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条又は第3条の罪）に該当するもの（ひき逃げ事件及び

交通死亡事故等を除く。)

- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、署長等が、特に被害者支援を行う必要があると認める事件

3 公費支出制度の対象とする費用

公費支出制度の対象とする費用は、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るために要する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 供花供物費

被害者遺族との初回の面接時、葬儀、初盆、一周忌等の理由による被害者遺族との面接時等に持参する供花・供物の購入費用

(2) 飲料費

犯罪被害を受けたこと、その後の捜査活動に協力したこと等により生ずる緊張又は動揺、混乱等の緩和を図るために、被害者等に提供する飲料の購入費用

(3) 食料費

犯罪被害から避難し、又は警察官等が救出した被害者が空腹を訴えていること等により摂食の必要があると認める場合であって、所持金がなく自ら購入できないときに、被害者に提供する食料の購入費用

(4) 消耗品費

性犯罪の被害を受けたことにより生ずる心身の負担の軽減を図るために、性犯罪被害者（2の(1)のウからキまでに掲げる身体犯（未遂を含む。）の被害を受けた者をいう。以下同じ。）に提供する洗顔又は口腔内の洗浄をするための消耗品、代替衣類等の購入費用

4 公費支出上限額

3に規定する費用の上限額は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額（消費税を除く。）とする。

- (1) 供花供物費 1回当たり3,000円
- (2) 飲料費 1回当たり180円
- (3) 食料費 1回当たり600円
- (4) 消耗品費 1回当たり3,000円

5 公費支出しない場合

次に掲げるいずれかの事由がある場合は、供花等購入費に係る公費の支出を行わないものとする。

- (1) 被害者等が集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織に属していたとき。
- (2) 前記(1)に掲げるもののほか、公費の支出を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

6 費用支出の認定等

(1) 費用支出の認定・令達等

ア 警察職員は、被害者の遺族宅等に供花・供物を持参し、被害者等に飲食物を提供し、又は性犯罪被害者に消耗品を提供する必要があると認める場合は、供花等購入検討票（別記様式）を作成し、署長等に報告するものとする。

イ 署長等は、前記アの規定による報告を受けた場合において、5に掲げる事項のいずれ

れにも該当しないと認めるときは、供花等購入費に係る公費の支出を認定し、当該供花等購入検討票の写しを警務部警務課長に送付するものとする。

ウ 署長等は、警察費歳出予算増額要求書の様式について（昭和39年兵警会例規第17号）に規定する様式に当該供花等購入検討票の写しを添えて本部長に要求（総務部会計課経由）をするものとする。

エ 署長等は、前記ウの要求に基づく令達により、公費の支出を実施するものとする。

(2) 支出の方法

ア 支出手続は、財務規則（昭和39年3月31日規則第31号）その他の関係規程に基づいて行うものとする。

イ 経費の負担区分は県費によるものとし、支出科目は（款）警察費、（項）警察活動費、（目）刑事警察費、（事項）刑事保安警察活動費、（節）需用費とする。

7 運用上の留意事項

(1) 警察職員は、供花等を購入する場合において、夜間であることその他のやむを得ない理由により、立替払で供花等を購入したときは、事後速やかに6の(1)のアの規定による報告を行うこと。この場合において、供花等の購入の事実を明らかにしておくため、当該供花等を購入した店舗において領収書又はこれに代わる証明書等を徴しておくこと。

(2) 前記(1)に規定するもののほか、警察職員は、公費支出制度の実施の趣旨を理解し、供花等を購入する必要があると認めるときは、確実に6の(1)のアの規定による報告を行うこと。

